

社会福祉法人 春風会 一般事業主行動計画（第1期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員が働きやすい環境を作り
また家庭の協力を得ることで、職員が安心して働ける職場となるよう、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成21年10月1日から平成24年1月31日までの2年4か月間

2. 内 容

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、
雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業
など諸制度の周知。

対 策

平成21年 7月～ 制度説明会への出席など情報収集を図る。
平成22年 2月 就業規則等の規程類の見直しを図る。
平成22年 3月 資料を作成し、全体会議などを利用し全ての職員へ周知を行う。

目標2 子の出産時に父親が休暇を取得できる体制作りを図る。

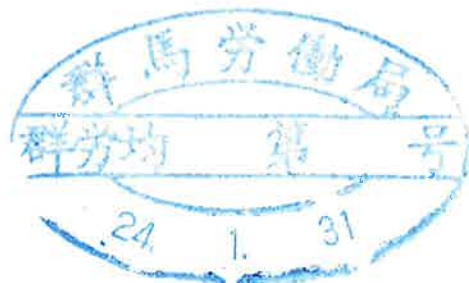
対 策

平成21年 7月 職員に聞き取り調査を行い現状を把握する。
平成21年 9月 上記の結果を踏まえ、管理職にて検討会議を実施する。
平成21年10月 取得制度の周知を行うと共に、人事異動を行うなど休暇を取得
しやすい勤務体制を整える。
平成21年12月～ 制度の利用状況を継続的に把握する。

目標3 年次有給休暇の取得促進策として、記念日（本人・配偶者・子供の誕生日、
結婚記念日）における休暇の取得を呼びかける。

対 策

平成22年 3月 各部署に有給休暇取得状況を公開し、促進を図る。
平成22年 4月～ 制度の利用状況を継続的に把握する。
平成23年 3月 取得状況を確認し、特別有給休暇への変更を検討する。



社会福祉法人 春風会 一般事業主行動計画（第2期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員が働きやすい環境を作り
また家庭の協力を得ることで、職員が安心して働ける職場となるよう、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成24年2月1日から平成27年1月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 子育て中や今後子育てをする職員が、子育てと仕事を両立できるよう
事業所内保育所を設置する。

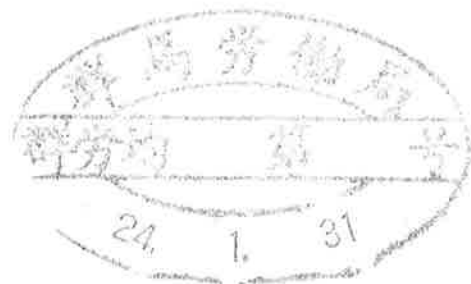
対 策

- | | | |
|-------|-----|---|
| 平成23年 | 1月～ | ・職場で事業所内保育所の設置に向け準備室を開設
・具体的な内容について法人本部にて検討を行う |
| | 11月 | ・職員に対して資料を作成し事業所内保育所の設置を報告 |
| | 12月 | ・職員に対しアンケートを実施し情報（要望）の収集を行う |
| 平成24年 | 1月 | ・具体的に設計を開始
・職員に対して資料を作成し事業所内保育所の設置を報告 |
| | 4月 | ・正式に法人の事業として認可を受け建設準備を開始 |
| | 9月 | ・事業所内保育所の開設 |

目標2 事業所内保育所を開設し、子育てのため退職した職員の再雇用を図る。

対 策

- | | | |
|-------|----|---|
| 平成24年 | 9月 | ・パンフレットを作成し、退職した職員に呼びかけを行う
・その後状況をみながら地域に対しても呼びかけを行う |
|-------|----|---|



社会福祉法人 春風会 一般事業主行動計画（第3期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員が働きやすい環境を作り
また家庭の協力を得ることで、職員が安心して働ける職場となるよう、次のように
行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年2月1日～平成30年1月31日までの3年間

2. 内容

目標1 年次有給休暇の取得促進を呼びかけ、家族との時間を大切にし絆を深められる
よう支援する

対策

平成27年 2月～ ・全職員が対象となるよう誕生月にバースデイ休暇を取得できる
体制を整える

平成27年 4月～ ・年に2回程度計画的なりフレッシュ休暇（連休）を設ける
・有給休暇取得率については前年比50%増を目指す

目標2 事業所内保育所を有効に活用し、働きやすい就業環境をつくる

対策

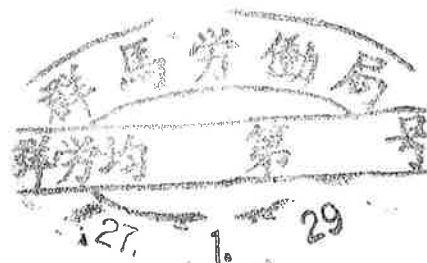
平成27年 2月～ ・子育てに不安を抱かないよう産前産後取得時に保育所の説明と
利用を促す

平成27年 4月～ ・労働時間を確保するため、幼稚園閉園後に事業所内保育所まで
の送迎体制を検討する
・扶養手当の見直しを図る

目標3 育児・家事の負担軽減になるよう支援をする

対策

平成27年 2月～ ・時間を有効活用できるよう職場への食材配達サービスを検討
する



社会福祉法人 春風会 一般事業主行動計画（第4期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員が働きやすい環境を作り
また家庭の協力を得ることで、職員が安心して働ける職場となるよう、次のように
行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年2月1日～平成33年1月31日までの3年間

2. 内容

目標1 家族との時間を大切にし絆を深められるよう支援をする

対策

平成30年 2月～ ・家族参加型の職員旅行を検討する
・職員の家族が職場を見学し、家族のコミュニケーションアップ
と職場の信頼感を築くため「FAMILY DAY」を開催する

目標2 仕事と子育てを両立できる働きやすい就業環境をつくる

対策

平成30年 2月～ ・子育てに不安を抱かないよう産前産後取得時に事業所内保育所
の説明と利用を促す

平成30年 4月～ ・扶養手当の見直しを図る（第3期においても実施）



社会福祉法人 春風会 一般事業主行動計画（第5期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員が働きやすい環境を作り、また家庭の協力を得ることで、職員が安心して働ける職場となるよう、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年2月1日～令和7年3月31日までの4年2か月間

2. 内容

目標1 家族との時間を大切にし絆を深められるよう支援をする

対策

令和3年 2月～・職員の家族が職場を見学し、家族のコミュニケーションアップと職
場の信頼感を築くため「FAMILY DAY」を開催する

4月～・育児目的休暇を創設する

(入園式・卒園式や子の行事参加のための多目的休暇)

目標2 仕事と子育てを両立できる働きやすい就業環境をつくる

対策

令和3年 2月～・子育てに不安を抱かないよう妊娠から産前産後休暇、育児休業、復
帰後の流れについて説明・相談を行う

- ・1歳に満たない子を育てる女性職員は育児短時間勤務に規定する
30分ずつ2回の育児時間を昼休憩と合わせて利用できるように
する（昼休憩2時間）

目標3 産後パパ育休の取得を目指す

対策

令和4年 4月～・育児・介護休業等に関する規則の変更説明・周知

7月～・会議などにおいて再度説明を行うことで取得しやすい環境づくり
を進める